

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

別表第4の1の項中「処理容積が1,000万立方メートル以上の設備」の次に「（サに該当するものを除く。イからコまでにおいて同じ。）」を加え、同項中

「

コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円
----------------------------------	--------

」

を

コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円
サ アからコまでに掲げる設備であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けたもの	6,000円

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の施行に伴い、本市もこれに準じた手数料の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。